

「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

第26回全体会議の概要

日 時 平成22年10月23日(土) 午前9時05分～11時50分

会 場 コミュニティセンター2階 集会室3

出席委員 飯島、内山、金子、神田、日下、古嶋、櫻井、嶋津、野口、橋本、広辺、吉野
(敬称略)

学識経験者 牛山教授

事務局(町職員等) 高澤、河野、岩楯、神田、山岸、高山

配布資料 別添のとおり



1 本日の内容

(1) 全体会議

ア 条例の素案の大項目「改廃等」の中項目「1 検証」及び「2 改廃」について
作業部会が修整した案のとおり確認した。

イ 条例の素案の「前文」について

以下のとおり確認した。

- 3段落1行目 「自分たちのまちは」→削除

- 4段落1行目 「こうした理念に基づき」

- ・ 条例中に「理念」という中項目がある。

- ・ 主語がないので入れたい。

- 「私たちはこうした考え方に基づき」・・・「私たち」=白岡町全体

ウ 素案に対する職員意見等への対応(No.1、No.2)について

以下のとおり確認した。

(7) 職員意見等への対応(No.1)について

- 「町」と「行政」の使い分けについて

- 作業部会では、何も定義しないとしていたが、「行政」を定義することとした。

- 「この条例において行政とは、町長及びその他の町の執行機関を言います。」

(4) 職員意見等への対応(No.2)について

- 「住民」→「町民」への修正は、全体的に行う。

- 「行政は、町民主体の町政運営を行うとともに、透明性があり開かれた町政運営に努めます。」→「行政は、透明性があり開かれた町民主体の行政運営に努めます。」

- 行政の責務、町政の責務、議員の責務での「町民の信託」→「町民の信頼」

エ 素案に対する住民意見等への対応について

住民からの意見等への主な対応は、以下のとおりである。

- 4番目→修正します。

- 7番目ア→透明性で公正な住民と行政の関係の構築

- 7番目イ及び9番目→別条例を検討する際に参考にする。

オ 素案に対する職員意見等への対応について

住民投票に係る意見(懸念)を確認した。

カ 素案に盛り込む項目名の見直しについて

検討資料のとおり確認した。

キ 素案全体の整理について

個別の中項目ごとではなく、素案全体として見直すため、見直しの際のチェックポイント及びルールを確認した。議論が落ち着いたものを蒸し返さず、委員の合意が得られた意見を反映させることを確認した。

見直しの結果、意見がある場合には、10月27日（水）の正午までに事務局に提出願う。

詳細については、議事録を参照してください。

(2) 事務連絡

ア 10月27日までに提出された意見について、10月28日に会長・副会長と事務局で方向性を出し、10月30日の全体会議に諮って、素案として固めたい。なお、10月30日の全体会議の進み具合により、11月上旬に全体会議を増やすこともあり得る。

イ 11月28日の素案発表フォーラムで、町長に提出する素案の形式のイメージを示した。

ウ 広報紙の配布日数等を考慮し、地域説明会の開催日程を遅らせた。委員には交替して出席してもらうため、スケジュールを調整したい。

エ 第21回から第25回までの全体会議の概要を配付した。

2 次回の日程

10月30日（土）午前9時から、庁舎の特別大会議室で行う。

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会

第26回全体会議

1 日 時 平成22年10月23日(土) 午前9時～正午

2 場 所 コミュニティセンター 2階 集会室3

3 内 容

作業部会が修正した、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「改廃等」及び「前文」の案を確認します。また、住民、職員からの意見等への対応を確認します。

4 プログラム

時間の目安	内 容
9:00	開会
9:00～ 9:10	あいさつ(「つくる会」内山会長・高澤秘書広聴課長)
9:10～11:50 (適宜休憩)	全体会議 (議長:内山会長) (1) 作業部会が修正した、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「改廃等」及び「前文」の案を確認します。 (2) 条例素案の前半部分への職員からの意見等について、その対応を確認します。 (3) 条例素案の中間案への住民、職員からの意見等について、その対応を確認します。 (4) その他
11:50～12:00	事務連絡
12:00	閉会

第17回作業部会の記録シート(H22.10.19)

大項目 改廃等 中項目 1 検 証

H22.10.19 現在

1 内 容 文章化してください。

【8/26第14回作業部会の案】

町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が時代や社会情勢の変化に則し、白岡町にふさわしいものであるかどうかを町民の参加による委員会を設置して、検証しなければなりません。

【9/5第23回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 町長の義務付けでよいのか。
- ☐ ここでは、この条例に書かれている自治のあり方(または目的)が守られているかを検証することを規定する。
- ☐ 検証する手段を書くのか。
 - ・手続のことか→4年、○年
または常設(○○委員会を作るのか) 委員会の名称は別途検討
 - ・検証するための委員会
その役割は、自治基本条例の検証か？
- ☐ 検証するための委員会について
 - ・規定しない
…中項目「住民参画」の中で、住民参画条例を策定することとなっているので、ここで委員会を設置することを書かないのであれば、条例は守るものなので、守ることを書いても意味がなくなる。
 - ・常設…「設置する」とあれば常設 他の常設委員会との兼ね合いに注意
 - ・2年に1回
 - ・4年に数回か1回
 - ・首長の任期に1回

【9/13第15回作業部会の案】

町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、町民の参加による検証委員会を設置して、この条例で規定する自治のあり方を検証しなければなりません。

【9/25第24回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 施行は1度だけであるので、「この条例の施行後」を削除する。
- ☐ 委員会では、この条例が普及・定着しているかも検証することが大事であり、委員会を設置することが目的ではない。この条例に則り、町長に検証してほしい。「検討委員会」→「委員会」にする。

【10/6第16回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

町長は、4年を超えない期間ごとに、町民の参加による委員会を設置して、この条例で規定する自治のあり方を検証しなければなりません。

2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【8/26第14回作業部会の案】

この条例が、その最高規範性に照らし、その時の白岡町に則しているかについて、町民の参加により定期的に検証することを明確にした項目です。

【9/5第23回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 「検証」と「改廃」に分ける。

【9/13第15回作業部会の案】

この条例で規定する自治のあり方が、実際の施策等で実行されているかについて、町民の参加による検証委員会を設置して定期的に検証することを明確にした項目です。

【9/25第24回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 「検討委員会」→「委員会」にする。

【10 / 6第16回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

この条例で規定する自治のあり方が、実際の施策等で実行されているかについて、町民の参加による委員会を設置して定期的に検証することを明確にした項目です。

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【8 / 26第14回作業部会の案】

この条例の最高規範性や、町民が参加して本条例の素案を作成した経過に照らし、この条例を頻繁に改廃すべきではないと思いますが、時代や社会情勢の変化に則し、その時の白岡町にふさわしいかを検証し、必要に応じてこの条例を改廃する場合があります。また、この条例を普及、定着させ、規定する内容が、実際の施策や活動の中で実行されているかを検証することが大事です。

検証のために設置する組織の目的や役割等を柔軟に運用できるよう、「委員会を設置」と表現し、この委員会に町民が参加していくことで住民自治の前進を図ります。

町長の任期を考慮して「4年」としました。最初の4年間は、この条例を普及、定着させるために常設とし、その後は定期的に、実際の施策や活動の中で実行されているかを検証することが望ましいと考えます。

【9 / 5第23回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ ここでは、この条例に書かれている自治のあり方が守られているかを検証することを規定する。

【9 / 13第15回作業部会の案】

この条例で規定した住民参画条例や住民投票条例を含め、自治のあり方が、実際の施策や活動の中で実行されているかを検証することが大事です。また、時代や社会情勢の変化に則し、その時の白岡町にふさわしいかの検証も行う必要があります。

これらの検証を行うため、検証委員会を設置し、この検証委員会に町民が参加していくことで住民自治の前進を図ります。

なお、町長の任期等を考慮して「4年」としました。

【9 / 25第24回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ この条例では、住民参画条例や住民投票条例を「策定すること」を規定している。
☐ 「検証委員会」→「委員会」にし、町長が行なうことを明確にし、また文言整理する。
☐ 任期中に検証を数回行なうことを想定している。

【10 / 6第16回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

この条例で策定することを規定した住民参画条例や住民投票条例を含め、自治のあり方が、実際の施策や活動の中で実行されているかを検証することが大事です。また、時代や社会情勢の変化に則し、その時の白岡町にふさわしいかの検証も行う必要があります。

これらの検証を行うため、町長は町民が参加する委員会を設置し、住民自治の前進を図ります。町長には任期中に一度は検証を行なってほしいので、4年を超えない期間としました。また、必要に応じて期間内に数回検証を行なうことも考えられます。

なお、「委員会を設置し」とありますが、新規の委員会を設置する場合もあれば、既存の委員会を活用する場合も想定されます。

【10 / 9第25回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 委員会を設置することを規定しているので、最後の一文は不要→削除する。

【10 / 19第17回作業部会の案】 10 / 9第25回つくる会全体会議での委員の意見を反映し、最後の一文を削除。

この条例で策定することを規定した住民参画条例や住民投票条例を含め、自治のあり方が、実際の施策や活動の中で実行されているかを検証することが大事です。また、時代や社会情勢の変化に則し、その時の白岡町にふさわしいかの検証も行う必要があります。

これらの検証を行うため、町長は町民が参加する委員会を設置し、住民自治の前進を図ります。町長には任期中に一度は検証を行なってほしいので、4年を超えない期間としました。また、必要に応じて期間内に数回検証を行なうことも考えられます。

このシートを提出してください。

第17回作業会の記録シート(H22.10.19)

大項目 改廃等 中項目 2 改 廃

H22.10.19 現在

1 内 容 文章化してください。

【8/26第14回作業部会の案】

この条例は、白岡町の自治に関する最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

【9/5第23回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 「他の条例、規則」の改廃なのか、「自治基本条例」の改廃なのか？
→ここでは、「自治基本条例」の改廃について規定。
- ☐ 誰が改廃を行うのか。
- ☐ 「最高規範」をどこに盛り込むのか？
・前文
・別の項目を作るのか など
→最高規範性については今後、検討。(この大項目には入れない。)
「改廃」と「検証」に分けた。

【9/13第15回作業部会の案】

町長、議会及び町民は、この条例を改廃しようとするときは、この条例の理念を最大限に尊重して行わなければなりません。

【9/25第24回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 町民が改廃できるのか？
・「町民は」の主語で良いのか？
・手続において理念を尊重しなさいということか？
→町民が法令の手続に則って(例えば、直接請求)行動することは、自治の理念(主体的に行動)に合致している。
(条例は縛りであり、自治の理念に則って行動しているものをあえて規定する必要はない。)
- ☐ 町長、議会…条例の改廃に当たり、理念を尊重しなさい(手続上)
町民の意思を尊重することは他の項目でも述べている。
・町民…理念を尊重しなさい(行動の動機・意思)
→違う内容が一文に入っているが、ここでは手続のことを規定すべきである。
「町民」についての記述は削除。

【10/6第16回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

町長及び議会は、この条例を改廃しようとするときは、この条例の理念を最大限に尊重して行わなければなりません。

2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【8/26第14回作業部会の案】

この条例が、その最高規範性に照らし、その時の白岡町に則しているかについて、町民の参加により定期的に検証することを明確にした項目です。

【9/5第23回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 「改廃」と「検証」に分ける。

【9/13第15回作業部会の案】

この条例を改廃しようとする場合、町長、議会及び町民は、この条例の理念に照らし合わせて行うことを明確にした項目です。

【9/25第24回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 「町民」を削るが、町民の意見を踏まえて改廃を行なうことを明確にする。

【10/6第16回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

この条例を改廃しようとする場合、町長及び議会は、この条例の理念に照らし合わせ、広く町民の意思を踏まえて行なうよう求める項目です。

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【8 / 26第14回作業部会の案】

この条例は、町政運営のことだけでなく、町民の生活の中で関わる自治についても規定したものです。この条例は最高規範として、その理念や内容を尊重することで、他の条例等についても影響を及ぼすことになるので、この条例の最高規範性を実質的に担保している規定です。

【9 / 5第23回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ この項目では、「自治基本条例」の改廃について規定する。
- ☐ 「最高規範」については、今後、検討する。
- ☐ 誰が改廃を行うのか。条例の制定及び改廃の権限についての議会の権限を侵害しない内容を規定する。

【9 / 13第15回作業部会の案】

→【10 / 6第16回作業部会の案】 【9 / 25第24回つくる会全体会議での委員の意見】を踏まえて削除したもの

~~この条例は、町政運営のことだけでなく、町民の生活の中で関わる自治についても規定したものです。~~

この条例が最高規範であり、町民が参加して本条例の素案を作成した経過を考えると、頻繁に改廃すべきではないと思います。しかし、この条例が、時代や社会情勢の変化に則し、白岡町にふさわしいものにするため、改廃が必要な場合が考えられます。その場合には、この条例で規定している自治の理念やあり方に照らし、それを尊重して改廃を行う必要があります。

~~なお、ここでは、具体的に改廃する場合の「町長が発議し、議会がそれを議決する」という手続のことではなく、この条例で規定している自治の理念やあり方に照らし、町民からも改廃の意思表示をする場合があり得るので、主語を「町長、議会及び町民は、」にしました。~~

【9 / 25第24回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 「この条例は、町政運営のことだけでなく、町民生活の・・・規定したものです。」の一文を削除する。
- ☐ 「なお、ここでは、具体的に改廃する場合・・・にしました。」の一文を削除する。

【10 / 9第25回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ ここで言う「理念」とは？ 大項目「総論」の中項目「理念」の項目がある。
= 自らの責任と意思において協働して改廃していくということ
- ☐ この条例で規定している自治の理念やあり方に照らし
→理念や自治のあり方に照らし 自治のあり方・・・「この条例で決めたルール」
- ☐ 「最大限」は会の気持ちとして残す。

【10 / 19第17回作業部会の案】

【10 / 9第25回つくる会全体会議での委員の意見】を踏まえて最後の一文を削除

修正した部分はゴシック体

この条例が最高規範であり、町民が参加して本条例の素案を作成した経過を考えると、頻繁に改廃すべきではないと思います。しかし、この条例が、時代や社会情勢の変化に則し、白岡町にふさわしいものにするため、改廃が必要な場合が考えられます。その場合には、この条例で規定している理念や自治のあり方に照らし、それを最大限に尊重して改廃を行う必要があります。

このシートを提出してください。

「白岡町自治基本条例」

前文（修正案）

第17回（H22.10.19）作業部会

白岡町では、先人たちにより美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきました。私たち町民は、それらの地域の特質を発展させ、次世代に引き継ぐ必要があります。

白岡町は、地方自治の発展を目指し、広く町民が公共を担う地域社会の構築、地域課題解決に向けたコミュニティの振興、少子高齢化社会への対応、地域の特質を生かした農業振興、これからのまちづくりのための商業工業の発展など、数々の課題に町民と協働して取り組むことにより、安全安心で暮らしやすい環境と地域社会を創造していきます。

私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちのまちは、自分たちの手でまちづくりを推進していきます。そして、白岡町の町政運営における町民の参画と協働を自治の原則として定め、町民主体の自治を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしていきます。

こうした理念に基づき、ここに白岡町の最高規範として「白岡町自治基本条例」を制定します。

「白岡町自治基本条例」

前文（修正案）の修正対照表

第17回（H22.10.19）作業部会

第24回 全体会議配布案（427字）	修正案（438字）
白岡町では、先人たちにより美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきました。私たち町民は、それらの優れた業績を発展させ、次世代に引き継ぐ必要があります。 地方分権が進む中、白岡町は、新たな公共を担う住民自治の推進、地域課題解決に向けたコミュニティの振興、少子高齢化社会への対応、地産地消の産業振興など、数々の課題に町民と協働して取り組むことにより、安全安心で持続可能な循環型社会を創造していきます。 私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちのまちは、自分たちの手でまちづくりを推進していきます。そして、白岡町の町政運営における町民の参画と協働を自治の原則として定め、町民主体の自治を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしていきます。 そこで、“誰にも優しい思いやりがあり暮らしやすいまち白岡”を目指し、ここに白岡町の最高規範として「白岡町自治基本条例」を制定します。	白岡町では、先人たちにより美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきました。私たち町民は、それらの<u>優れた業績</u><u>地域</u>の<u>特質</u>を発展させ、次世代に引き継ぐ必要があります。 <u>白岡町は、地方分権が進む中、地方自治の発展を目指し、白岡町は、新たな公共を担う住民自治の推進、</u><u>広く町民が公共を担う地域社会の構築、</u>地域課題解決に向けたコミュニティの振興、少子高齢化社会への対応、<u>地産地消の産業振興</u><u>地域</u>の<u>特質</u>を生かした農業振興、これからの<u>まちづくりのための商業工業の発展</u>など、数々の課題に町民と協働して取り組むことにより、安全安心で持続可能な暮らしやすい環境と循環型<u>地域</u>社会を創造していきます。 私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちのまちは、自分たちの手でまちづくりを推進していきます。そして、白岡町の町政運営における町民の参画と協働を自治の原則として定め、町民主体の自治を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしていきます。 <u>そこで、“誰にも優しい思いやりがあり暮らしやすいまち白岡”を目指し、こうした理念に基づき、ここに白岡町の最高規範として「白岡町自治基本条例」を制定します。</u>

「白岡町自治基本条例」素案に対する職員意見等の対応(案) No 1

第17回(平成22年10月19日)作業部会
第26回(平成22年10月23日)全体会議で確認

NO	項目	現 在 の 案	修 正 案	備考(数字は職員意見番号)
1	1 理念	<u>わたしたちは</u> 、白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして、個人として尊重され、安全・安心に暮らせる持続可能な地域社会を自らの意思と責任において、協働して実現することを目指します。	<u>町民及び町</u> は、白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして、誰もが個人として尊重され、安全・安心に暮らせる <u>持続可能な</u> 地域社会を自らの意思と責任において、協働して実現することを目指します。	*5 誰と誰が協働するかを明確にするため、主語を「町民 <u>及び町</u> 」に修正。 <u>(町民同士の協働もありうるため。)</u> *2 このままとする。 *1.3.このままとする(目的を修正することで、整合性が図れる。) *4 このままとする。
2	2 目的	この条例は、白岡町における <u>自治の基本原則</u> と町政運営に関する町民の権利と責務、行政及び議会の責務を明文化し、本条例の理念の実現を図ることを目的とします。	この条例は、白岡町における <u>自治の基本原則</u> と町政運営に関する町民の権利と責務、行政及び議会の責務を明文化し、本条例の理念の実現を図ることを目的とします。	*1.3.上の理念に対し、ここでは基本原則と記載している。両者の整合性を図るため「自治の理念」に修正
3	3 責務	町民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参加し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。	町民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参加し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。	*13 このままとする。 (まちづくりの定義外の、行政が関与しない課題について言及している。)

1 定義	この条例においてまちづくりとは、町民がアイデアやパワーを寄せ合い、町と連携し、誰もが誇れる白岡町を作り出す活動のことを言います。 この条例において住民協働とは、町民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携協力してみんなでまちづくりを進めることを言います。 参考： ・「住民協働」は考え方等も含めた全文中 7 箇所 ・「協働」は同全文中 2 4 箇所	この条例においてまちづくりとは、町民がアイデアやパワーを寄せ合い、及び町と連携しが行う、誰もが誇れる白岡町を作り出す公共的な活動のことを言います。より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての公共的な活動を言います。 *「住民協働推進指針」の「まちづくり」 町民と行政とが自分たちのまちは「どうあるべきか」、「どうあってほしいか」ということを共に考え、そのあるべき姿に向かい、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての行為 この条例において住民協働とは、町民・議会・行政がみんなでまちづくりを進めるため、それぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携協力することを言います。 *「住民協働推進指針」の「住民協働」 町民と行政とが共通の目的を実現するために、互いに対等の立場で相互の信頼と合意の基に役割と責任を担い合い、互いの特性や能力を発揮しあいながら、連携・協力して効果的にまちづくりに取り組んでいくこと	* 16 住民協働の定義と似ているため修正（「町と連携」としているが、まちづくりの定義を広く考えれば、それぞれ単独の活動も含むのでは） * 16 それぞれの定義を分けたため、今の段階ではこのままとする。 * 17 このままとする。 * 15.18 条文の本文中のままとする。 * 19 33 住民協働を定義したが、本文中では、この他に 2 箇所（ - 2 - 、大項目名）だけで、協働の使用が多い（8 箇所）定義を協働にあらため、他の使用箇所も協働に修正する。また、「協働のまちづくり」などを使う場合があるため、表現も一部修正する。（「協働」は自立した主体同士が連携・協力するイメージである。）
4	— ± 定義	（参画と協働の使い分け）	この条例において参画とは、町民が町政に関して様々な形で主体的に関わり、意見を述べ、提案を行うことを言います。 （「参画」、「協働」の使い分けを明確にするため、定義づけた。）

5	2 住民参画	政策決定等への住民参画は、協働を原則とします。	町が政策決定立案等を行うに当たっては、への住民参画は、協働を原則とします。して、この条例の理念に基づき行います。 町は、協働によるまちづくりを推進します。	* 21.22.23 内容を明確にするため修正 * 22 今の段階ではこのままとする。
6	＝ 1 行政の責務	（町、行政の使い分け）	（行政の定義案） この条例において行政とは、町長及びその他の町の執行機関を言います。 作業部会では、「町」、「行政」を定義しないこととした。	* 31 町と行政を使い分けるため、行政の定義を追加し、違いを明確にする。
7	条例全般	（「協働によるまちづくりを進めるための条例」か「町民自治を再認識し、まちづくりを進めるための条例」なのか？）		* 47 住民自治は地方自治の本旨である。この条例素案では、それを基本としつつ、今後のまちづくりには、住民との協働が不可欠であるとの認識である。

条例の素案の全体の整理については、次の段階で行なう。

白岡町自治基本条例の素案

第17回(H22.10.19)作業部会で確認できたもの(「職員意見等対応(案)No.1」)までを反映しています。(網掛けの部分)

前文	白岡町では、先人たちにより美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきました。私たち町民は、それらの地域の特質を発展させ、次世代に引き継ぐ必要があります。 白岡町は、地方自治の発展を目指し、広く町民が公共を担う地域社会の構築、地域課題解決に向けたコミュニティの振興、少子高齢化社会への対応、地域の特質を生かした農業振興、これからのまちづくりのための商業工業の発展など、数々の課題に町民と協働して取り組むことにより、安全安心で暮らしやすい環境と地域社会を創造していきます。 私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちのまちは、自分たちの手でまちづくりを推進していきます。そして、白岡町の町政運営における町民の参画と協働を自治の原則として定め、町民主体の自治を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしていきます。 こうした理念に基づき、ここに白岡町の最高規範として「白岡町自治基本条例」を制定します。
----	--

項目		内容(条例の本文)
大	中	
総論	1 理念	町民及び町は、白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして、誰もが個人として尊重され、安全・安心に暮らせる地域社会を自らの意思と責任において、協働して実現することを目指します。
	2 目的	この条例は、白岡町における自治の理念と町政運営に関する町民の権利と責務、行政及び議会の責務を明文化し、本条例の理念の実現を図ることを目的とします。
	3 (定義)	(他の中項目から定義したい語句を抜粋しておく。) ・町民 ・住民協働 ・まちづくり
町民	1 町民 (定義)	この条例において町民とは、白岡町に住所を有する者、町内に在勤、在学する者、町内で活動する者、及び事業を営んでいる者のことを言います。
	2 権利	町民は、まちづくりに参画する権利を有します。 町民は、議会や行政の保有する情報を知る権利を有します。 町民は、まちづくりの主役として、自ら考え主体的に行動するため、必要な情報や考え方を学習する機会を得る権利を有します。
	3 責務	町民は、まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重しなければなりません。 町民は、まちづくりに関し、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。 町民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参加し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。
住民協働	1 定義	この条例においてまちづくりとは、町民及び町が行う、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての公共的な活動を言います。 この条例において協働とは、町民・議会・行政がみんなでまちづくりを進めるため、それぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携協力することを言います。
	2 住民参画	町は、協働によるまちづくりを推進します。 町はまちづくりに関し、町民の提案等の把握に努めるとともに、町民から提出された提案等を尊重するものとします。 町は、まちづくりの重要な政策及び計画の策定に当たり、町民の意見を聴くとともに、提出された意見に対し、町の考え方を公表するものとします。 行政は、町民の意見を町政に反映させるため、政策の立案、実施、評価等の各段階において、幅広い町民の参画に努めます。そのしくみをつくるために、(仮)住民参画条例を別に定めます。 町は、町民から協働を求められたら誠実に対応しなければなりません。
行政	1 行政の責務	行政は、町民の信託に応えるために、この条例の自治の基本理念にのっとり、協働と参画による行政運営に努めます。 行政は、町民の意向を的確に把握し、住民のニーズに応えた行政運営を行い、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めます。 行政は、情報を公開し、また説明責任を果たし、町民参加のもと、行政評価の実施に努めます。 行政は、町民主体の町政運営を行うとともに、透明性があり開かれた町政運営に努めます。

項目		内容(条例の本文)
大	中	
行政 続き	2町長の責務	町長は、この条例に掲げる理念を遵守し、町民の信託に応え、公正、公平にかつ誠実に町政を運営し、住民協働によるまちづくりの推進を図らなければなりません。 町長は、町政運営の基本方針を定め、その実現に取り組まなければなりません。また、その結果について報告しなければなりません。 町長は、職員を指揮監督し、職員の能力の向上に努めるとともに、リーダーシップを発揮して町政運営及び健全な財政運営を行わなければなりません。
	3職員の責務	職員は、全体の奉仕者であると同時に自らが町民である事を自覚し、まちづくりに必要な知識、技能等の向上を図りながら、誠実かつ公正で効率的に職務を果たさなければなりません。
	4行政運営	行政の組織は、町民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会情勢の変化に迅速に対応できるよう編制され、柔軟に運営されなければなりません。また、責任が明確化されていなければなりません。 行政は、町民の生命および財産の安全を確保するとともに、緊急時に備え総合的かつ機能的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。 行政は、町民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、国、他の地方公共団体及びその他の関係機関と連携をはかるよう努めなければなりません。 行政は、町民の権利利益を保護し、透明で公正な行政手続の確保をする必要があります。 行政は、総合計画や行政評価を踏まえ、短期及び中長期的な視点に立ち、費用対効果の検証を行いながら健全な財政運営を計画的に行わなければなりません。
議会	1議会の責務	議会は、町の意味決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、町民の生活と権利を守り、町民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。 議会は、町民の意思を的確に反映した行政運営の実現のために、行政の監視に努めます。 議会の会議は原則、公開とします。 議会は、町民と議会をつなぐ活動を積極的にを行い、町民に対し、審議の内容及び経過について、わかりやすく説明することに努めます。
	2議員の責務	議員は、町民の代表として責任を持って町民の信頼に応え、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に職務を遂行します。 議員は、説明責任を果たすように努めます。
地域自治・コミュニティ	地域活動と地域自治組織	町民は、各種の地域活動を通じ、地域の課題解決と自己実現を図り、地域の活性化に努めます。 地域自治組織とは、地域単位で活動している組織及びNPOなど町内で自治的な活動をしている組織を言います。 町は、協働のパートナーとして地域自治組織の役割を重視し、その活動を支援するとともに、まちづくりへの参画に努めるものとします。
情報共有	公開と提供・共有の原則	町は、町民の町政への参加促進と説明責任を果たすため、町政情報を公開します。また、町民と情報の共有を図るため、積極的な情報提供に努めるものとします。 地域自治組織は、活動への参加促進と組織運営の透明性を確保するため、活動に関する情報の積極的な提供に努めるものとします。 前2項の情報の公開・提供に当たっては、町と地域自治組織は、保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護するものとします。
住民投票	住民投票	町長は、町政に関する重要事項について、住民の意思を町政に反映させるため、自ら発議し、住民投票を実施することができます。 本町に住所を有する満18歳以上の者は、その総数の3分の1以上の連署を持って町長に住民投票の実施を請求することができます。 議会は、その議決により、町長に住民投票の実施を請求できます。 町長は前2項の規定により、請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。
次世代	こども	町民と町は、次代を担うこどもが、様々な学習と経験を重ねて心豊かに成長し、個性や能力を十分に発揮できるような地域づくりに努めます。 町民と町は、次代のまちづくりの主役であるこどもが、それぞれの成長段階に応じ、まちづくりに参加することを促進します。
改廃等	1検証	町長は、4年を超えない期間ごとに、町民の参加による委員会を設置して、この条例で規定する自治のあり方を検証しなければなりません。
	2改廃	町長及び議会は、この条例を改廃しようとするときは、この条例の理念を最大限に尊重して行わなければなりません。

「白岡町自治基本条例」素案に対する職員意見等の対応（案） No 2

第17回（平成22年10月19日）作業部会
第26回（平成22年10月23日）全体会議で検討

No	項目	現 在 の 案	修 正 案	備考(職員意見番号)
1	- 2 住 民 参 画 趣 旨	<u>住民</u> が協働のまちづくりにかかわるための原則を定め、その機会を保障しています。	<u>町民</u> が協働のまちづくりにかかわるための原則を定め、その機会を保障しています。	* 20 住民から「町民」に修正 考え方にも、同様の例があるため全般的に見直す。
2	- 2 住 民 参 画	行政は、町民の意見を町政に反映させるため、政策の立案、実施、評価等の各段階において、幅広い町民の参画に努めます。そのしくみをつくるために、(仮)住民参画条例を別に定めます。	<u>町</u> は、町民の意見を町政に反映させるため、政策の立案、実施、評価等の各段階において、幅広い町民の参画に努めます。そのしくみをつくるために、(仮)住民参画条例を別に定めます。	* 28 、 、 の主語にあわせて、「町は」とする
3	- 1 行 政 の 責 務	行政は、町民の信託に応えるために、 <u>この条例の自治の基本理念</u> にのっとり、協働と参画による行政運営に努めます。	行政は、町民の信託に応えるために、 <u>この条例の理念</u> にのっとり、協働と参画による行政運営に努めます。	* 32 33 他に <u>自治の基本理念</u> の記載は無いため修正
4		行政は、町民の意向を的確に把握し、 <u>住民</u> のニーズに応えた行政運営を行い、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めます。	行政は、町民の意向を的確に把握し、 <u>町民</u> のニーズに応えた行政運営を行い、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めます。	* 34 住民から「町民」に修正
5		行政は、町民主体の町政運営を行うとともに、透明性があり開かれた <u>町政運営</u> に努めます。	行政は、町民主体の行政運営を行うとともに、透明性があり開かれた <u>行政運営</u> に努めます。	* 34 他と同様に、行政運営に修正

6	- 2 町長の責務	町長は、この条例に掲げる理念を遵守し、 <u>町民の信託に応え、公正、公平にかつ誠実に町政を運営し、住民協働によるまちづくりの推進を図らなければなりません。</u>	町長は、この条例に掲げる理念を遵守し、 <u>町民の信託信託に応え、公正、公平にかつ誠実に町政を運営し、住民協働によるまちづくりの推進を図らなければなりません。</u>	* 37 町長は、住民の選挙により選任された公職者であり、信託に応える相手は「住民」が適当。ここでは、町民の「信託」であれば、その問題は解決する。
7	- 4 行政運営	行政は、町民の権利利益を保護し、透明で公正な <u>行政手続の確保</u> をする必要があります。	行政は、町民の権利利益を保護し、透明で公正な <u>行政手続を確保</u> する必要があります。	* 42 表現の修正
8	- 2 議員の責務	議員は、 <u>町民の代表として責任を持って町民の信託に応え、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に職務を遂行します。</u>	議員は、 町民の代表として 責任を持って町民の信託に応え、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に職務を遂行します。	* 44 議員は、住民の選挙により、その代表として選任された公職者であるので、「住民」が適当。「町民の代表として」を削除することで* 37 とも整合性が取れる。

「白岡町自治基本条例」素案中間案についての意見等とそれに対する方向性一覧

名称については、第25回(H22.10.9)で決定しました。

H22.10.22現在

H22.10.22庁内検討委員会で配付

番号	該当部分			意見等(要旨)・その理由	現段階での事務局案 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細		
1	条例全般			今後10年、20年先の可能性についても考えていただきたく、お願いいたします。	住民からの意見は、全体会議で議論。
2	条例全般			全体的に文書が長いように感じます。	
3	条例全般			権利とか責務とか、言葉がかたくて親しみにくい気がします。もっと、私たちにもわかりやすい言葉になりませんか。	
4	条例全般		「町」とか「町民」	人口が5万人を超えたから市になると聞いたのですが、全体的に「町」とか「町民」のままでいいのでしょうか。それとも後でなおすのでしょうか？	
5	前文		「持続可能な循環型社会」	「持続可能な循環型社会」には、賛成です。これからは、環境問題が重要です。	
6	前文		「誰にも優しい…」	「誰にも優しい…」とありますが、これは町のキャッチフレーズなのでしょうか。聞いたことがありませんでした。	
7	町民	1定義		ア「町内で活動する者」とあるが、住民が頻繁に参画するとは考えられず、所謂プロ市民の一面的で偏った主張が通される危険性がある。 住民が知らぬ間に、特定の人の権利が拡大される事があるのでは？ イ 今後何十年後かに、白岡町に工業団地ができ、外国籍の方が多く働く事になるかもしれない。外国人の方が白岡町の伝統に対立するような権利主張を行う場合、多数決等、数での決定は良くない。	
8	町民	3責務		町民の責務に、納税の義務は書いていません。当たり前と言えば当たり前ですが、景気が悪くて、白岡町の税収もいとは思えません。こういうときだからこそ、書いたほうがいいのではないのでしょうか。	
9	住民投票			住民投票について、「条例」で決めるとあるが、「住民」の国籍条項はどうなのか。国政では外国人の参政権は認めていない。税金を払っているからといって請求権を付与するのはやめてほしい。 「住民投票権」を付与するのではなく、外国人の方が住みやすいように個々のサービスを行う事で共生すべきである。	
10	次世代	子ども		子どもを特別に取り上げていますが、まちづくりに関しては、もっと大人が頑張らなければいけないと思います。そうしたことを、どこかに盛り込んだらどうでしょうか。	

番号	該当部分			意見等(要旨)・その理由	現段階での事務局案 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細		
1	前文		この条例の由来、趣旨、基本原理など	この条例の由来、趣旨、基本原理などが分らない。 【その理由】 前文からは、この条例の意義などが伝わってくるものと考えますが、この条例の本旨である、自治(まちづくり)の意義などが伝わってこない。言い換えれば、現在の表現では何を指している条例なのか分らない。具体的には、例えば、「安全安心で持続可能な循環型社会の創造」が「自治(まちづくり)の実現」とどのように結びついていくのか分らない。 前文は条例の目指しているものを宣言するものであり、現在の表現では自治(まちづくり)の実現とは理解しにくい。さらに、後に続く大項目・中項目が必要となる理由・関連性が分からず、全体的に理解しにくいものとなっている。町民に分かってもらえる条例になっているか、もう一度原点から見直す必要があるのではないかと。	(修正済み) *全体を見直す中で、いただいたご意見等を参考にさせていただきます。 なお、「持続可能な循環型社会の創造」については、「暮らしやすい環境と地域社会を創造」に修正しました。
2	前文		「先人たちにより美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ」	「美しい自然環境を創る」という表現はないのでは。 【その理由】 創るというのであれば「良好な自然環境」が適当であり、「美しい自然環境」であれば、保全あるいは守るが適当ではないかと思う。 環境については、環境基本条例の表現と整合をとる必要がある。	(このまま) *表現の問題については、法制上の整理を行う際の参考とさせていただきます。

「白岡町自治基本条例」素案中間案についての意見等とそれに対する方向性一覧

名称については、第25回(H22.10.9)で決定しました。

H22.10.22現在

H22.10.22庁内検討委員会で配付

番号	該当部分			意見等(要旨)・その理由	現段階での事務局案 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細		
3	前文		第1段落	主語述語の関係があいまい。 【その理由】 「私たち町民は、次代に引き継ぐ」、何を引き継ぐのか?「自然環境・歴史・文化、豊かな人間関係を育むまちづくり」を、「業績を進展させ」だと自然環境・歴史・文化も進展させるのか。	(このまま) *ここで表したいのは、今までのまちづくりを進展させ次世代に継承していくことですので、ご理解ください。
4	前文		「優れた業績を進展させ、次世代に引き継ぐ」	「優れた業績を進展させ」と「業績」という単語を使っているが、この前文で使っている「業績」が意味するものは、事業、研究などで成し遂げた成果だけではなく、白岡に暮らす人々の「気持ち」、「思い」、「心」などの内面的なものも含んでいるような気がする。また、これらも次世代に引き継ぐものではないか。特に、自治基本条例は理念条例であることから、その点を踏まえると「業績」という単語に違和感を覚える。「業績を踏まえ、先人たちの思いを次世代に引き継ぐ必要があります。」の方がすっきりするような気がする。	(修正済み) *ご意見等を参考に、「地域の特質を進展させ」に修正しました。
5	前文		「新たな公共を担う住民自治の推進」	「新たな公共」という言葉を使っているが、この単語がどこまで認知されている言葉なのか。「住民自治」を進めることが「新たな公共」につながっていくのであって、「新たな公共」を担うのは「住民自治」ではないような気がする。新たな公共を担うのは、住民自治ではなく、住民(自治会やNPOなども含む。)ではないか。	(修正済み) *ご意見等を参考に、「広く町民が公共を担う地域社会の構築」に修正しました。
6	前文		「内容」	「地産地消の産業振興」を改めたほうがいいのではないか。 【その理由】 「地産地消」という言葉は、農業関係をイメージさせる。 産業振興には、農業、工業及び商業があり前文では、それぞれの産業に係る言葉の使用が相応しいと思う。 例えば、「農商工の連携による産業振興」や「地域特性を生かした産業振興」等のほうがよいと思う。	(修正済み) *いただいたご意見のほか、この前文についての委員の思いもありますので、それらを参考に「地域の特質を生かした農業振興、これからのまちづくりのための商業工業の発展」に修正しました。
7	前文		「地産地消の産業振興」、「持続可能な循環型社会の創造」	「前文」中の「地産地消の産業振興」、「持続可能な循環型社会の創造」について、見直した方が良い。 【その理由】 ア 前文中に、町と町民とが協働で取り組むことについて、「地産地消の産業振興」ということが謳われているが、町の現状からの農業生産物に特定されたイメージとなるので、前文としては、単に「産業振興」とした方が良いのではないかと思います。 イ 最近よく「持続可能な○○」ということ聞きますが、この言葉の持つ意味はどのようなことなのか、また、この「まちづくり条例」において「循環型社会の創造」とは、どのようなことを言わんとしているのか、解釈を加える形での文体とするなど、誰もが理解しやすいものとすべきです。加えて、「新たな公共」についても同様に思います。	「持続可能な循環型社会の創造」、「新たな公共」についてもそれぞれ、修正しました。
8	前文		「安心安全で持続可能な循環型社会を創造していきます」	何の条例か分からなくなる(環境がメインの条例ではない)。「地方分権が進む中、……、安全安心で持続可能な循環型社会を創造していきます。」の部分は、白岡町の置かれている立場(厳しい現状)、課題を記述する部分のような気がする。それを解決する手法として住民協働、新たな公共があり、住民、行政、議会がそれぞれの役割を認識し、連携、協力して、住みやすいまちを創っていくとつながっていくのではないか。それを実現するために、それぞれの役割や責任を記述した、まちづくりに関する理念条例が必要だという流れになるのではないか。	(修正済み) *ご意見を参考に持続可能な循環型社会の創造については、「暮らしやすい環境と地域社会を創造」に修正しました。
9	前文		第2段落の「安全安心で持続可能な循環型社会」	「安全安心で持続可能な循環型社会」は、まちづくりが環境に限定されてしまう感がある。 【その理由】 循環型社会という言葉から、環境がイメージされ、自治基本条例の前文としては、ふさわしくないのではないか。	
10	前文		第3段落の「町政運営における町民の参画と協働を自治の原則」	「町政運営における町民の参画と協働を自治の原則」は、表現が強いのではないか。 【その理由】 町政運営には、参画と協働がなじまないものもあるのではないか。原則ということを条例で規定すると、「議会」制度の兼ね合いは? そもそも「参画」と「協働」は並列の概念ではないか。 住民(町民)参画により、政策(施策)決定し、住民(町民)協働で事業実施していくという感じではないか。	(このまま) *条例は、あくまで法の範囲内で制定するものです。議会については、当然法制度が優先であり、参加・協働になじまないものもあります。表現の問題につきましては、法制上の整理を行う際の参考とさせていただきます。

「白岡町自治基本条例」素案中間案についての意見等とそれに対する方向性一覧

名称については、第25回(H22.10.9)で決定しました。

H22.10.22現在

H22.10.22庁内検討委員会で配付

番号	該当部分			意見等(要旨)・その理由	現段階での事務局案 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細		
11	前文		「誰にも優しい思いやりがあり暮らしやすいまち白岡」	「誰にも優しい思いやりがあり暮らしやすいまち白岡」は、少し長いのでは。優しいと思ひやりがありは、同じようなニュアンスなので、「誰にも優しい暮らしやすいまち白岡」でいいのでは。	(修正済み) * ご意見等をもとに見直した結果、この部分は削除しました。
12	総論	1理念	条文自体	前文が理念であり、新たな条(1理念)はいらないのでは。	(このまま) * 委員の議論の結果、この条例を制定する経緯や考え方をまとめた前文とは別に、理念という項目を設けていますので、ご理解ください。
13	総論	1理念	内容	「内容」と「考え方」が一致していない。 【その理由】 例えば、「考え方」の中には、住民自治の必要性、その実現のための町民・議会・行政の相互理解などが書かれているが、「内容」にはそのような表現はまったくない。「考え方」は「内容」を解説・解釈しているものとするが、他の項目も含め全体的に言えることであるが、「内容」と「考え方」が一致せず、何を言おうとしているのか理解しにくい。	(このまま) * 主語が明確でないとの意見があり、一部修正しましたが、「町民の自らの意思と責任」に基づくことが、住民自治であり、協働の考え方を表しています。内容と考え方との関係については、条例原案をまとめる際に、再度検討させていただきます。
14	総論	1理念	「わたしたちは」	敢えてひらがなを使っている理由はなにか。	(修正済み) * ご意見等をもとに主語を「町民及び町」に修正しました。
15	総論	1理念	「白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして」	単に「自然環境」ではなく、「美しい」とか「良好な」を加えた方がよいのではないかと。どんな自然環境なのか定義する必要がある。文化、伝統も同じ。	(このまま) * 表現の問題については、法制上の整理を行う際の参考とさせていただきます。
16	総論	1理念	「個人として尊重され」	「個人として尊重され」は不要なのではないか。「わたしたちは、……目指します。」という文章なので、目指すものではない「個人として尊重され」はおかしい。「町民だれもが尊重し合い」であれば可か。	(修正済み) * ご意見等をもとに、主語を修正する他「誰もが」を追加しました。
17	総論	1理念	協働して実現する	「協働して実現する」の前に、誰と誰がという言葉が必要か。ひらがなの「わたしたち」に深い意味があり、この中に、町民、行政、議会が入っているというのであればいらないかも。ちなみに環境基本条例では、「私たちは、町、町民及び事業者との協働によって」とある。	(修正済み) * ご意見等をもとに主語を「町民及び町」に修正しました。
18	総論	2目的	「本条例の理念の実現を図ることを目的とします」	1理念の扱いにもよるが、「『……暮らしやすいまち白岡』の実現を図ることを目的とします。」の方がわかりやすいのでは。	(このまま) * 表現の問題については、法制上の整理を行う際の参考とさせていただきます。
19	町民	2権利	「町民は、議会や行政の保有する情報を…」	「議会や行政の保有」を「町の保有」に改めた方がいいのではないかと。	(このまま) * 表現の問題については、法制上の整理を行う際の参考とさせていただきます。
20	町民	2権利	「町民は、…必要な情報や考え方を学習する機会…」	「必要な情報を学習?」、それとも「必要な情報を得る?」。もし得るだとすれば、と同じこと。また、「必要な情報を学習」もおかしい。 また、「考え方を学習」では、何の考え方なのか分からない。まちづくりの考え方と定義したほうがよいのではないかと。	(このまま) * 表現の問題については、法制上の整理を行う際の参考とさせていただきます。

「白岡町自治基本条例」 素案中間案についての意見等とそれに対する方向性一覧

名称については、第25回(H22.10.9)で決定しました。

H22.10.22現在

H22.10.22庁内検討委員会で配付

番号	該当部分			意見等(要旨)・その理由	現段階での事務局案 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細		
21	住民協働	1定義		まちづくりの定義について。 【その理由】 まちづくりとは、作り出すだけではない、例えば地域の問題を解決するプロセス、実際の解決策の一連の過程もまちづくりではないのか。	(修正済み) * ご意見等をもとにまちづくりの定義を修正しました。
22	住民協働	1定義	内容	住民協働とは、住民との関係をいうものであり、町民・議会・行政の三者間の関係を住民協働という言葉ではまとめられないのではないか。 【その理由】 住民協働とは、例えば、行政と住民とが対等・信頼関係を保ち、それぞれの役割を自覚し、自主的な行動に基づいて、相互に補完し協力するということをいうのであって、町民・議会・行政の三者間での関係は想定していないのではないか。行政と議会との関係が住民協働になるのか疑問がある。	(修正済み) * 「住民協働」に対するご意見があり、「協働」に修正し、内容も一部修正しました。いわゆる住民協働よりも、やや協力に近いような内容に変わってきております。
23	住民協働	2住民参画	内容	大項目 住民協働 2住民参画の中に、「町民」とか「行政は」とあるが、これらについては、「行政」、「議会」の項目で規定すればよいのではないかと。また、「町民」、「住民協働」、「行政」、「議会」という順番になっているが、「住民協働」の役割とか責務ということはないので、この順番はおかしい。住民協働は、まちづくりを進めるための手段・方法であって、主体にはならない。	(このまま) * ここは、町民の参画と協働の仕組みを規定したものです。ご意見のような整理や順番の問題は法制上の整理を行う際の参考とさせていただきます。
24	住民協働	2住民参画	「政策決定等への住民参画は、協働を原則とします。」	意味がよく分からない。政策決定過程に住民意見を反映する、あるいは住民が積極的に関わる仕組みが必要ということ？	(修正済み) * ご意見等をもとに修正しました。委員の考えに基づき協働を主とした内容に修正しました。
25	住民協働	2住民参画	内容	「住民参画」と「協働」では、意味合いが違うのではないかと。 【その理由】 住民参画とは、例えば、政策立案から実施、評価に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいい、あくまでも主体が行政である場合で、住民参加により一歩進んだ形のものをいうものと理解する。協働は、行政と住民とが対等・信頼関係を保ち、それぞれの役割を自覚し、自主的な行動に基づいて、相互に補完し協力することをいうのであって、事業の実施などの段階におけるものが多いと理解する。 「住民参画は、協働を原則」という表現では意味が違うもの同士のつながりになる。 まして、政策決定を協働(対等の立場)で行うということが現実の制度として出来るのか疑問である。「政策決定は住民参加(参画)を原則とする」ぐらいが限界ではないかと。 もう一度、参加、参画、協働を定義し直し、他の項目を含めて見直す必要があると考える。	

「白岡町自治基本条例」素案中間案についての意見等とそれに対する方向性一覧

名称については、第25回(H22.10.9)で決定しました。

H22.10.22現在

H22.10.22庁内検討委員会で配付

番号	該当部分			意見等(要旨)・その理由	現段階での事務局案 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細		
26	行政	1行政の責務	「この条例の自治の基本理念にのっとり」	この条例の自治の基本理念の定義が不明確か。町民も議会も行政(町長、職員)も、それぞれの役割を果たしながら、みんなで進めるまちづくりが「この条例の自治の基本理念」だとすれば、行政運営の部分だけでなく、議会、町民の部分にも規定すべきではないか。ただし、総論部分で規定しているので、「この条例の自治の基本理念にのっとり」は不要ではないかと思う。	* 第26回全体会議で修正を検討予定。
27	行政	1行政の責務	「行政は…、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めます」	この部分は、住民自治ではなく、団体自治について規定した部分か？サービスの提供の部分にまで踏み込む必要はないような気がする。	(このまま) * ここは、行政の責務(役割)を規定した部分であり、行政サービスの内容が住民の意向に沿い、かつ向上させることを規定したものですので、ご理解ください。
28	行政	1行政の責務	「情報を公開し、また説明責任を果たし」、「透明性があり開かれた」	の前段部分と、は同じことを規定しているように思える。また、「行政運営」と「町政運営」の違いは？1行政の責務の項であるから、行政運営に統一すべきでは。	* 第26回全体会議で修正を検討予定。
29	行政	3職員の責務		「自らが町民であることを自覚し」と規定する意味 【その理由】 この条例で、考え方にあるような「町民」について、規定するのであれば、地公法で規定されている「全体の奉仕者」を削除したほうが、より考え方が鮮明になるのではないか。	(このまま) * この条例素案では、町民に在勤者も含めていますので、職員には町民としての責務もかかってきます。この責務の問題については、法制上の参考意見として検討させていただきます。
30	地域自治・コミュニティ	地域自治・コミュニティ	全体	考え方にあるような、「地域自治」のレベルまで達しているとは考えにくく、規定するのは時期尚早ではないか。 【その理由】 白岡町では、現時点では、地域活動的な活動は、「行政区」で実施しており、自治会、NPOはまだまだ少なく、まだ記述されている前段階であると考え。よって、地域活動の重要性、今後、推進していく程度の記述の方が良い。	(このまま) * つくる会でも様々な議論がありましたが、現状認識だけではなく、こうあるべき・こうなって欲しいという意味も込められておりますので、ご理解ください。
31	地域自治・コミュニティ			自己実現とは、個人の内面も含む問題であると思います。そうしたことを、条例に書くのは適当でないのでは。	(このまま) * ご意見のような考え方も理解できますので、法制上の参考意見として検討させていただきます。
32	地域自治・コミュニティ			これは、定義規定なのでしょうか？定義であれば、定義としての位置づけをしたほうがいいのでは。また、自治的な活動ではなく公共的(自主的という意味での自治的であれば)な活動のほうがいいのでは。	(このまま) * ここは定義と考えています。「自治的」については、法制上の整理を行う際の参考意見とさせていただきます。
33	情報公開・情報共有			のでも書かれているように、自治的(自主的)な活動をしている組織に対し、このような努力規定を課していいのでしょうか。	(このまま) * 法制上の整理を行う際の、参考意見とさせていただきます。

「白岡町自治基本条例」素案中間案についての意見等とそれに対する方向性一覧

名称については、第25回(H22.10.9)で決定しました。

H22.10.22現在

H22.10.22庁内検討委員会で配付

番号	該当部分			意見等(要旨)・その理由	現段階での事務局案 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細		
34	住民投票			この規定のままだと、議会と長が対立した場合は、住民投票ができない(長の発議に対し議会が予算を否決する)場合や、住民投票が乱発される恐れ(長・議会がそれぞれの主張が通らない場合に、住民投票を発議する)があり、危険な規定である。住民の住民投票請求権は別にして、議会と長は、元々、議案の提案・議決権を持っているのであるから、本来の権限に基づき町政運営を行えば、住民投票を規定する必要はないのでないか。	(このまま) つくる会でも、ご意見のような議論もありましたが、現在の案をまとめた経緯があります。この問題については、当事者である議会や長の意見も参考にする必要があると思いますので、慎重に対応させていただきます。
35	住民投票			対象者を18歳以上とした趣旨は理解できるが、選挙と同じ対象者としたほうが、実務上やりやすいのでは。また、投票できる者の国籍要件が記されていないが、住民投票条例で日本人だけに制限を加えると問題にならないか検討したほうがいい。条例原案を定めるまでには国籍要件をどうするか決めたほうがいいと思います。仮に決められないのであれば、年齢なども含め投票できる者の詳細は住民投票条例で定めたほうがいいのでは。	(このまま) * つくる会でも、ご意見のような議論はありましたが、できるだけ若い世代の考え方を反映したい、また、国民投票でも18歳以上としていますので、ご理解ください。 国籍要件については、法制上の整理を行う際の参考とさせていただきます。
36	住民投票			(No.34に関連し)この住民投票の規定は、住民投票条例ができるまでは施行しないよう附則で規定すべきでは。	(このまま) * 法制上の参考意見として、検討させていただきます。
37	住民投票	住民投票	内容	、の本文中に「町政に関する重要事項について」を加えた方が良い。中の、「別に条例で定める。」ということについて 【その理由】 の規定と同様に、に「町政に関する重要事項について」を追加し、住民投票の対象とするものを明確にすべきだと思います。 において、住民投票条例を別に定めるのであれば、この条例において本則のみ規定することはないと思います。	(このまま) * 「重要事項」については、単独で発議できる長の場合と異なり、住民の三分の一以上の署名、議会の議決というハードルを設けたことから、このような素案になっています。また、どこまで規定するかについても議論があり、このような素案となっておりますのでご理解ください。
38	住民投票		「ねばならない」	表現が強すぎるのではないか。 【その理由】 考え方はもっともだと考えますし、で町民等が住民投票の請求権についての規定は理解できるが、で長は、必ず実施というのは、選挙で選ばれた長の権限を侵すのではないか。(自治法では、そういう場合には、手続が規定されていると思うが。)	(このまま) * 表現の問題は、法制上の整理を行う際の参考意見とさせていただきます。
39	次世代			・「地域づくり」と「まちづくり」は、何が違うのでしょうか？	(このまま) * 地域づくりの中には、まちづくりの定義に含まれないような事項も含めています。
40	次世代	子ども	内容	「子ども」について、定義付けをする。 【その理由】 考え方の中に、「子どもは、概ね18歳くらいまでを考えている。」とありますが、「地域でのさまざまな活動を通じてのまちづくりへの参加」となると、幼い子どもには無理だと思いますので、「子ども」の定義付けをすべきだと思います。また、この規定による具体的な施策事例がどのようなものがあるのか、解説すべきだと思います。	(このまま) * つくる会でも、ご意見のような議論もありましたが、現在の案をまとめた経緯がありますので、ご理解ください。

「白岡町自治基本条例」 素案中間案についての意見等とそれに対する方向性一覧

名称については、第25回(H22.10.9)で決定しました。

H22.10.22現在

H22.10.22庁内検討委員会で配付

番号	該当部分			意見等(要旨)・その理由	現段階での事務局案 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細		
41	改廃等	2改廃		「改廃」については、規定する必要はない。 【その理由】 条例の制定改廃請求権については、地方自治法において規定されており、この法律の規定に基づき手続きができるものと考えます。したがって、特別に、この条例で規定すべきものではないと思います。併せて、大項目の「改廃等」は、見直すべきと考えます。	(このまま) * つくる会でも、ご意見のような議論もありましたが、現在の案をまとめた経緯がありますので、ご理解ください。
42	改廃等	2改廃		改廃とは、改正・廃止だとすれば、廃止に当たっての理念尊重という意味は? 【その理由】 条例の理念を尊重では、曖昧、尊重しなければならないものは、前文なりにきちんと規定すべき。また、理念を尊重して条例を廃止することがあるのか?	(このまま) * この条例の理念は、住民の意思に基づく町政運営、いわゆる住民自治を中心に、具体的には町民の参画と協働で行政運営を進めることですので、廃止についても理念に基づいた手続きを進めることです。

「白岡町自治基本条例」素案に盛り込む項目名の見直し検討資料

< 検討の視点 >

大項目・中項目の名称は、内容から考えて適当か。

大項目に中項目が一つだけで、それぞれの名称が違うものがあるが、そのままでいいか。

現 在 の 案		修 正 案	
大項目	中 項 目	大項目	中 項 目
前文		前文	
総論	1 理念 2 目的 3 定義 ~町民 まちづくり 協働 地域自治組織	総則	1 理念 2 目的 3 定義 ~町民 まちづくり 協働 地域自治組織
町民	1 町民（定義） 2 権利 3 責務	町民	1 町民の権利 2 町民の責務
住民協働	1 定義 2 住民参画	住民参画と協働	1 参画と協働
行政	1 行政の責務 2 町長の責務 3 職員の責務 4 行政運営	行政	1 行政の責務 2 町長の責務 3 職員の責務 4 行政運営
議会	1 議会の責務 2 議員の責務	議会	1 議会の責務 2 議員の責務
地域自治・コミュニティ	1 地域活動と地域自治組織	地域活動と地域自治組織	1 地域活動と地域自治組織
情報公開・情報共有	1 公開と提供・共有の原則	情報の公開、提供及び共有	1 情報の公開、提供及び共有
住民投票	1 住民投票	住民投票	1 住民投票
次世代	1 こども	次世代	1 こども
改廃等	1 検証 2 改廃	検証等	1 検証 2 改廃

条例素案の見直しについて

今までは、中項目ごとに個別にその内容等を考えてきました。

本日でひととおり素案全体の全体像が見えてきました。

ここで改めて、素案全体(「内容」)について、広い視点で見直して、つくる会としての「素案」にまとめていきましょう。

見直しする際のチェックポイント

いくつかの項目で重複している内容がないか、確認する。

伝えたい内容(エッセンス)がきちんと伝えられるように、過度と思われる修飾語を整理する。

この条例は「何のためにつくるのか」、この条例では「何を伝えたいのか」について、「前文」や「理念」を確認しながら見直しを行ってください。

全体を見直す際のルール

今までの議論の経過を尊重し、今までの議論で出ていない、新たな項目や内容は付け加えない!!

今までの議論で落ち着いたことは、蒸し返さない!!

(注) 10月30日(土)の全体会議への出席者全員の承認が得られない意見については、採用されませんので、あらかじめご了承ください。

「白岡町自治基本条例」の素案 見直し意見

委員名 _____

条例素案の該当「内容」と、意見	対 応 作業部会の記入欄

10月27日（水）正午まで（期限厳守!!）

秘書広聴課まで提出してください。

白岡町長 小 島 卓 様

(仮称) 白岡町自治基本条例
(白岡町まちづくり条例)をつくる会
会 長 内 山 欣 春

白岡町自治基本条例素案について(報告)

(仮称) 白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会では、昨年 8 月 9 日に貴職から委嘱されて以来、白岡町自治基本条例素案の検討に取り組み、この 1 年 3 か月の間に、全体会議を 27 回、作業部会を 1 回開催し検討を重ねる他、スタートフォーラムなどにより条例制定の機運の醸成を図ってまいりました。こうした取り組みの結果、別紙のとおり白岡町自治基本条例素案を取りまとめましたので、ここにその成果を報告いたします。

この条例素案は、私たち委員一人ひとりが、白岡町の今後のまちづくりをあるべき姿を思い描き、そして思いを重ね合い、精力的に議論を重ね、より良い素案、そしてなによりも白岡町らしさを念頭に置いて取りまとめたものです。また、町民の感覚・視線を大切に、できるだけわかりやすさにも配慮いたしました。

白岡町において、町民の手で一から条例の素案作りを行うことは、初めての経験であり、私たち委員にとっても貴重な経験であったと評価しております。少子高齢化など町を取り巻く行政課題が山積する中、町民、議会及び行政がそれぞれの役割と責任を果たしていくこと、そのためには町民の参画と協働が不可欠であることが、私たち委員の一致した認識です。

結びとして、小島町長におかれましては、どうかこの条例素案を最大限に尊重して条例原案をまとめていただき、より良い白岡町のまちづくりを進めていただきますよう、心より願います。

白岡町自治基本条例素案

平成22年11月28日

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会

大項目 前文

1 内 容

白岡町では、先人たちにより美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきました。私たち町民は、それらの地域の特質を発展させ、次世代に引き継ぐ必要があります。

白岡町は、地方自治の発展を目指し、広く町民が公共を担う地域社会の構築、地域課題解決に向けたコミュニティの振興、少子高齢化社会への対応、地域の特質を生かした農業振興、これからのまちづくりのための商業工業の発展など、数々の課題に町民と協働して取り組むことにより、安全安心で暮らしやすい環境と地域社会を創造していきます。

私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちのまちは、自分たちの手でまちづくりを推進していきます。そして、白岡町の町政運営における町民の参画と協働を自治の原則として定め、町民主体の自治を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしていきます。

こうした理念に基づき、ここに白岡町の最高規範として「白岡町自治基本条例」を制定します。

大項目 総論 中項目 1 理念

1 内 容

町民及び町は、白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして、誰もが個人として尊重され、安全・安心に暮らせる地域社会を自らの意思と責任において、協働して実現することを目指します。

2 趣 旨

本条項は、当町が目指すべき方向、考え方を理念として明らかにするものです。

3 考え方

わたしたちは、個人として尊重されることは、まちづくりでも重要な精神です。相手を尊重し、理解することは、まちづくりを円滑に進める上で重要だからです。

次世代を担うこどもたちに、町をふるさととして残し、誇れる町にするために、町が自治体として存続する必要があり、それには町民の力なくしてはあり得ません。

自治基本条例の実現は、自治の主権が町民であることにほかなりません。そのためにも理念において、住民自治を大きく掲げる必要があると考えます。

住民自治の実現には、町民・議会・行政の相互理解の深化なくして、実現は不可能であると考えます。そのため、三者の協力と情報の共有の必要性を明文化しようとするものです。

1 内 容

この条例は、白岡町における自治の理念と町政運営に関する町民の権利と責務、行政及び議会の責務を明文化し、本条例の理念の実現を図ることを目的とします。

2 趣 旨

本条項は、この条例の制定目的を明らかにするものです。

3 考え方

この条例の目的は、白岡町における自治の理念を明らかにするとともに、町政運営に関する町民の権利と責務、そして行政及び議会の責務を定めることです。

そして、それらを定めることにより住民自治の推進と、町政に対する町民の参画と協働を進め、誰もが個人として尊重され、安全・安心に暮らせる地域社会の実現を目指すことです。

「趣旨」「考え方」について空欄でしたので、「内容」に合わせて作成しています。

1 内 容

この条例において町民とは、白岡町に住所を有する者、町内に在勤、在学する者、町内で活動する者、及び事業を営んでいる者のことを言います。

この条例においてまちづくりとは、町民及び町が行う、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての公共的な活動のことを言います。

この条例において協働とは、町民・議会・行政がみんなでまちづくりを進めるため、それぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携協力することを言います。

この条例において地域自治組織とは、地域単位で活動している組織及びNPOなど町内で自治的な活動をしている組織を言います。

2 趣 旨

この条例の中で使用される「町民」などの用語の定義を定めたものです。

3 考え方

白岡町のまちづくりにかかわる「町民」の範囲を定めるものです。地方自治法第10条で定める「住民」は、町内に住所を有する人で、外国人の方や法人を含んでいます。

ここでの「町民」は地方自治法で定める「住民」のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で市民活動や事業活動などのさまざまな活動を行っている個人や団体のことをいいます。

町民の範囲を広げて定義しているのは、行政需要の多様化、政策課題の広域化などの状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「町民」だけではなく地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づきます。

住民参加を積極的に促すためには、個人、法人、任意の団体を問わず、広義に捉えるべきだと考えています。

「まちづくり」の定義は、都市計画のような街をつくることだけに限定する場合もありますが、ここでは広く捉え、ソフト事業なども含めるため「誰もが誇れる白岡町を作り出す活動」としました。

協働の意味は、共通の目的実現のために協力し、働くことです。協働するためには、相手を理解し、信頼関係を形成していく過程から始める必要があります。

地方自治の本来の姿である「町民主体の町政」の実現に向け、町民・議会・行政がお互いの理解と信頼関係のもとでみんな一緒に協働してまちづくりを積極的に進めることが大切です。町民・議会・行政にはそれぞれの役割があるので、互いの役割を尊重しつつ、連携、協力しながらまちづくりを行うことを定めたものです。

地域自治の基本的な考え方は、「町民が自発的・主体的に地域づくりに関わる」ことであり、既に多くの活動が行われています。地域自治組織とは、町が設置した行政区から発展してきた自治活動や自治会及びNPOなどを行っている組織のことです。で掲げた地域活動を行っている団体のうち、自治的な活動を行っている組織を言います。

定義規定となっていた「内容」をここに集約しています。

*** 以下、他の内容が続きます。

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会の審議経過

1 全体会議・ワークショップ

平成21年度

(凡例: WSはワークショップ、全体は全体会議のそれぞれ略)

回	日	時	活動内容・検討事項
1	8月9日(日)	13:30~16:50	委嘱書交付・勉強会
2	8月22日(土)	13:30~17:15	勉強会・情報交換会1
3	9月6日(日)	13:30~16:52	勉強会・情報交換会2
4	10月3日(土)	13:30~16:30	WS:項目の洗い出し1
5	10月24日(土)	9:00~11:55	WS:項目の洗い出し2
6	11月21日(土)	13:35~16:35	WS:項目の洗い出し3
7	12月6日(日)	9:18~12:00	WS:項目の洗い出し4
8	12月20日(日)	13:32~16:58	WS:項目の洗い出し5、項目の決定
9	1月9日(土)	9:04~11:52	WS:「総論」
10	1月24日(日)	13:36~16:35	WS:「(住民)市民」 全体:「総論」①
11	2月20日(土)	13:33~16:50	WS:「住民協働」 全体:「総論」②、「(住民)市民」①
12	3月6日(土)	9:07~12:00	全体:「(住民)市民」②、「住民協働」① WS:「行政」
13	3月20日(土)	9:03~11:58	全体:「(住民)市民」③、「住民協働」②、「行政」① WS:「議会」

平成22年度

14	4月17日(土)	13:33~16:53	全体:「行政」②、「議会」①、「総論～行政」の整理①
15	5月1日(土)	9:02~12:05	全体:議会②、「総論～行政」の整理②
16	5月15日(土)	9:06~12:05	全体:「総論～行政」の整理③ WS:「地域自治・コミュニティ」
17	6月5日(土)	13:34~16:30	全体:「総論～行政」の整理④、「地域自治・コミュニティ」① WS:「情報公開・共有」①
18	6月19日(土)	9:04~12:00	WS:「情報公開・共有」②、「住民投票」
19	7月4日(日)	9:05~12:20	全体:「地域自治・コミュニティ」②、「情報公開・共有」①、「住民投票」①
20	7月24日(土)	13:33~16:43	全体:「情報公開・共有」②、「住民投票」② WS:「まちづくり」
21	8月8日(日)	9:00~12:00	全体:「住民投票」③、「まちづくり」 WS:「教育・次世代・子育て」
22	8月21日(土)	9:00~12:00	全体:「次世代」 WS:「改廃」
23	9月5日(日)	9:00~12:00	全体:「次世代」②、「改廃」①、前文①
24	9月25日(土)	9:00~12:00	全体:「改廃」②、前文②
25	10月9日(土)	13:30~16:30	全体:「改廃」③、前文③、「条例の名称」、「素案全体」の整理①
26	10月23日(土)	9:00~12:00	
27	10月30日(土)	9:00~12:00	

2 作業部会

平成22年

回	日	時	活動内容・検討事項
1	1月9日(土)	12:05~12:50	今後の作業部会の進め方等について
2	1月21日(木)	18:38~21:54	意見集約:「総論」①
3	2月15日(月)	18:05~21:40	意見集約:「総論」②、「(住民)市民」① 修正:総論①
4	3月1日(月)	18:01~22:40	修正:「(住民)市民」① 意見集約:「住民協働」①
5	3月12日(金)	13:28~16:52	修正:「(住民)市民」②、「住民協働」① 意見集約:「行政」①
6	4月5日(月)	13:30~16:41	修正:「行政」① 意見集約:「議会」①
7	4月26日(月)	18:05~21:21	修正:議会① 「総論～行政」の整理①
8	5月26日(水)	13:30~17:28	修正:「総論～行政」の整理② 意見集約:「地域自治・コミュニティ」①
9	6月14日(月)	13:35~15:50	意見集約:「地域自治・コミュニティ」②
10	6月25日(金)	13:32~16:13	修正:「地域自治・コミュニティ」① 意見集約:「情報公開・共有」①、「住民投票」①
11	7月13日(火)	13:33~15:20	修正:「地域自治・コミュニティ」②「情報公開・共有」①、「住民投票」①
12	7月30日(金)	13:32~16:06	修正:「住民投票」② 意見集約:「まちづくり」
13	8月18日(水)	9:29~11:27	意見集約:「次世代」、「前文」、「条例の名称」
14	8月26日(木)	9:36~11:38	修正:「次世代」 意見集約:「改廃」
15	9月13日(月)	9:30~12:00	修正:「改廃」①、前文①
16	10月6日(水)	18:00~21:15	修正:「改廃」②、前文②、「素案全体」の整理①
17	10月19日(火)	9:04~11:49	修正:「改廃」③、前文③、「素案全体」の整理②

3 その他

- (1)「みんなでつくるまちづくり」フォーラム 平成21年11月29日(日)開催
- (2)「条例素案発表」フォーラム 平成22年11月28日(日)開催
- (3)「地域説明会」平成22年12月16日(木)夜間、18日(土)午前・午後、19日(日)午前

※広報関係(HP、広報紙、(ニュース等)、行政区長会・職員等との関係について

自治基本条例素案 「地域説明会」

スケジュール確認表

委員名	
-----	--

「地域説明会」では、委員の皆さんに交替で参加していただき、素案の説明等をお願いしたいと考えておりますので、都合の良い日に「○」を付けてください。(ただし、人数が集中する場合は、調整をさせていただきます。)

日にち	12 / 16 (木)	12 / 18 (土)	12 / 18 (土)	12 / 19 (日)
時 間	19:00 ~	10:00 ~	15:00 ~	10:00 ~
会 場	中央公民館	はびすしらおか	コミュニティセンター	中央公民館
記入欄				